

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

ページ

○行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総合政策課)

一

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

(食と暮らしの安全推進課)

一

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(同)

二

○優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

(同)

一八

### 訓 令 甲

○建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

(建築宅地課)

二一

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・

監査委員・労働委員会

○情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令

(デジタルみやぎ推進課)

二二

## 規 則

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「百億円」を「百五十億円」に改め、同項第二号中「三十億円」を「五十億円」に改める。

第二十二条に次のただし書を加える。

ただし、休止中の公共事業(事業に着手した後に当該事業を継続するための経費を計上する予算の編成が見込まれないため、実施されていない事業をいう。次条において同じ)にあつては、休止期間を含めた事業期間が第一号から第四号までに規定する期間に達した後に当該事業を再開しようとする場合又は第五号に掲げる場合のいずれかに該当するものに限る。

第二十三条に次のただし書を加える。

ただし、休止中の公共事業のうち前条ただし書に該当するものにあつては、評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたこととはありません。

様式第一号中

(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)

「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことが

(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)

4 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者ではありません。

\* 右のボックスにチェックを記入

「2) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないことを証する医師の診断書(3ヶ月以内のもので、診断した医師の氏名のあるもの。)

(3) 製菓衛生師試験合格証書(原本提出)

「2) 製菓衛生師試験合格証書(原本を提出すること。ただし、宮城県知事が行う製菓衛生師試験に合格している場合は不要。)

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

宅地造成等規制法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法、令及び規則において使用する用語の例による。

（土地の立入りの通知）

第三条 法第五条第二項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地の立入通知書（様式第一号）により行うものとする。

（土地の試掘等の許可申請等）

第四条 法第六条第一項の許可を受けようとする者は、土地の試掘等許可申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 法第六条第二項又は第三項の規定による土地又は障害物の所有者及び占有者に対する通知は、土地の試掘等（障害物の伐除）通知書（様式第三号）により行うものとする。

（身分証明書及び許可証）

第五条 法第七条第一項（法第二十四条第二項（法第四十八条において準用する場合を含む。）又は法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第四号）とする。

2 法第七条第二項の許可証は、土地の試掘等許可証（様式第五号）とする。

（許可申請の手続）

第六条 法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、規則第七条第一項第一号若しくは第二項第一号の図面又は規則第六十三条第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する書類に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（許可申請書の添付書類）

第七条 規則第七条第一項第十二号及び第二項第十号に規定する書類並びに規則第六十三条第一項第二号及び第二項第二号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

一 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類

イ これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）

ロ 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類  
二 工事主が法人である場合にあつては法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面、工事主が個人である場合にあつては所得税の前年における納付すべき額及び納付済額並びに個人事業税の前年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

三 工事主が次のイからニまでに該当しないことを誓約する書面（様式第六号）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
ロ 法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法第十二条第一項本文、法第十六条第一項、法第三十条第一項又は法第三十五条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人又は組合の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ ロのほか、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）又はこれらの法律若しくは条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 工事施行者の事業経歴書、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類及び登記事項証明書（工事施行者が法人である場合に限る。）

五 工事主（工事主が法人又は組合である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主及び出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者を含む。）が、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第二号の暴力団及び同条第四号の暴力団員等に該当しないこと並びに暴力団員等がその事業活動を支配していないことを誓約する書類（様式第七号）

六 法第十二条第二項第四号又は法第三十条第二項第四号の同意を得たことを証する書類（様式第八号）

七 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしようとする区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し

八 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしようとする区域の求積図

九 その他知事が必要と認める書類  
（着手届）

第八条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十七条第一項本文の規定による届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに、工事着手届（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

（廃止等届）

第九条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項、法第二十七条第一項本文若しくは法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに、工事廃止等届（様式第十号）を知事に提出しなければならない。

（擁壁等の設置に代える他の措置）

第十条 令第二十条第一項に規定する令第八条（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は令第十四条（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代える他の措置とは、公園緑地、広場等に供されている場所で災害の防止上支障がないと認められる土地における次の各号に掲げる工法による措置とする。

- 一 から石積み工
- 二 板柵工
- 三 筋工
- 四 鋼矢板工
- 五 コンクリート矢板工

六 前五号に掲げるもののほか知事が適当と認める工法  
（資格者の登録）

第十一条 令第二十二條に定める資格を有する者は、知事の登録を受けることができる。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、工事設計資格者登録申請書（様式第十二号）に履歴書及び履歴を証明する書類を添付して知事に申請しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により登録を受けた者に工事設計資格者登録証（様式第十二号）を交付する。

（協議）

第十二条 法第十五条第一項又は法第三十四条第一項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事について知事と協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第十三号）の正本及び副本に、規則第七条第一項又は規則第六十三条第一項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第十五条第一項又は法第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事について知事と協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第十四号）の正本及び副本に、規則第七条第二項又は規則第六十三条第二項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項又は前項の協議が成立したときは、当該協議をした者にその旨を通知する。

4 第八条及び第九条の規定は、第一項の協議が成立した宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は第二項の協議が成立した土石の堆積に関する工事について準用する。

（変更許可申請書の添付書類）

第十三条 法第十六条第一項本文又は法第三十五条第一項本文の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可を受けようとする工事主は、規則第三十七条第一項又は規則第六十七条第一項に規定する書類のほか、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した図書（以下「新旧対照表」という。）を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第十六条第一項本文又は法第三十五条第一項本文の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可を受けようとする工事主は、規則第三十七条第二項又は規則第六十七条第二項に規定する書類のほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第十四条 法第十六条第二項又は法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出は、工事の変更届（様式第十五号）により行うものとする。

（変更協議）

第十五条 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事について変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第十六号）に、規則第三十七条第一項又は規則第六十七条第一項に規定する書類のほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事について変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第十七号）に、規則第三十七条第二項又は規則第六十七条第二項に規定する書類のほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

（完了検査の手続）

第十六条 法第十七条第一項又は法第三十六条第一項の検査は、法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに申請することができる。

（中間検査の手続）

第十七条 法第十八条第一項又は法第三十七条第一項の検査は、法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに申請することができる。

（定期の報告）

第十八条 法第十九条第一項又は法第三十八条第一項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第十八号）により行うものとする。

2 法第十九条第一項又は法第三十八条第一項の規定による土石の堆積に関する工事の定期の報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第十九号）により行うものとする。

（届出工事変更届）

第十九条 法第二十一条第一項又は法第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届（様式第二十号）に、規則第五十二条第二項又は第四項に掲げる書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第三項又は法第四十条第三項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届（様式第二十号）に新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第二十八条第一項の規定により特定盛土等に関する工事の計画の変更の届出を行おうとする工事主は、規則第六十一条第一項に規定する書類のほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

4 法第二十八条第一項の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出を行おうとする工事主は、規則第六十一条第二項に規定する書類のほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する証明書の交付申請書）

第二十条 規則第八十八条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書（様式第二十一号）又は宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書（様式第二十二号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書には、規則第七条第一項第一号の図面（位置図、地形図、土地の平面図及び土地の断面図に限る。）その他知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和七年五月二十三日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

土地の立入通知書

第 年 月 日

殿

宮城県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、下記のとおりあなたの占有する土地に立ち入り、測量又は調査を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

期	日	年	月	日	午前・午後 午前・午後	時から 時まで
立ち入る土地の場所 及び地	域					
立ち入り目的						
立ち入る者						

様式第2号 (第4条関係)

土地の試掘等許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者) 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、下記のとおり土地の試掘等の許可を申請します。

記

行 為	年 月 日	年	月	日	午前・午後 午前・午後	時から 時まで
行 為 場 所		宮城県	市	町	村	
所有者 (占有者) 住所・氏名						
行 為 目 的						
行 為 内 容						
行為責任者の職・氏名						

様式第3号 (第4条関係)

土地の試掘等 (障害物の伐除) 通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項に規定する測量又は調査を行うため、下記のとおり

あなたの { 所有 } に係る土地に立ち入り { 土地の試掘等 } を行いますので、同条 { 第2項 } の { 占有 } に係る土地に立ち入り { 障害物の伐除 } を行いましたので、規定により通知します。

記

行為年月日	年 月 日	午前・午後 午前・午後	時から 時まで
行為場所	宮城県 郡 市 町 村		
行為目的			
行為内容			
行為責任者の 職 氏 名			
行為担当者の 職 氏 名			

様式第4号 (第5条関係)

(表)

第 号

宅地造成及び特定盛土等規制法

{ 第7条第1項及び第2項・第24条 } の規定による  
{ 第2項・第43条 第2項・第48条 }

身分証明書

所属 (又は住所)

職 氏 名

宮城県知事

年 月 日

(裏)

注意事項

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項、第43条第1項又は第48条の規定により測量又は調査、土地の試掘等、障害物の伐除又は立入検査を行うため他人の所有、占有又は管理する土地に立ち入るときは、本書を携帯しなければならない。
- 2 職権に基づき他人の所有、占有又は管理する土地に立ち入るときは、関係人の請求があつた場合においてこれを提示しなければならない。
- 3 この身分証明書の有効期間は発行の日から 年 月 日までとする。

(横91mm 縦55mm)

様式第5号 (第5条関係)

第 号

土地の試掘等許可証

(行為者) 住所

職氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

上記の者は、下記の宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定に係る土地の試掘等について宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により許可した者であることを証明する。

許可年月日 ・ 指令番号	年 月 日	宮城県 ( ) 指令第 号
行為年月日	年 月 日	午前・午後 時から 午前・午後 時まで
行為場所		
所有者(占有者)住所氏名		
行為目的		
行為内容		

年 月 日

宮城県知事

様式第6号 (第7条関係)

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私は、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

私は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法又は法に基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法第12条第1項本文、法第16条第1項、法第30条第1項本文又は法第35条第1項の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分にかかる行政手続法第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又は組合員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- (4) 森林法、農地法、地すべり等防止法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、砂防指定地等管理条例又はこれらの法律若しくは条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

年 月 日

宮城県知事 宛

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

様式第7号 (第7条関係)

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

私は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

私（法人又は組合の役員・氏名等は下表のとおり。）は次の(1)から(4)のいずれにも該当しません。

役職	氏名	ふりがな		性別	生年月日	住所
		姓	名			

※ 法人又は組合の場合は、役員（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主、出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。）の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 条例第2条第4号イの暴力団員又は同号ロの暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法人又は組合であって、その役員のうち(2)に該当する者があるもの
- (4) (2)に該当する者がその事業活動を支配する者

宮城県知事 宛

申請者 住所 氏名  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日

様式第8号 (第7条関係)

土地使用同意書

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の許可を申請しようとする者（ ）の行う宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積については、「留意事項」を了承の上、私が権利を有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在及び地番	権利の種類※	地目（登記簿）	面積（登記簿）

※ 権利の種類は、所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）

また、同意の前提として、許可を申請しようとする者から、許可申請内容について説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

土地所有者 住所 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

注 個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書の印鑑を押印すること。

同意に当たっての留意事項

- 1 土地所有者等の責務  
 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないと定められています（法第22条第1項、第41条第1項）。  
 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められる場合においては、土地所有者等は、盛土の改良、土石の除却等の工事を命じられること（法第23条第1項、第42条第1項）、この命令に違反した場合には、1年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられることがあります（法第56条第3号）。  
 所有、管理又は占有する土地の利用について同意をする場合には、許可申請に係る工事の内容についてしっかりと確認してください。
- 2 土地所有者等に対する報告徴収  
 土地所有者等は、土地又は土地において行われている工事の状況について、県から必要な報告を求められることがあります（法第25条、第44条）。  
 この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります（法第58条第5号）。

様式第9号 (第8条関係)

工事着手届

年 月 日

殿

(工事主) 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条の規定により  
届け出ます。

記

許可年月日又は 届出年月日	年 月 日
指 令 番 号	宮城県 ( ) 指令第 号
土地の所在・地番	
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第10号 (第9条関係)

工事廃止等届

年 月 日

殿

(工事主) 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり工事を (廃止・休止・再開) したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則  
第9条の規定により次のとおり届け出ます。

記

許可年月日・ 指令番号	年 月 日	宮城県 ( ) 指令第 号
土地の所在 及び地番		
休 止 年 月 日	年 月 日 (再開見込み	年 月 日)
再 開 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
工事の進捗よ く 状 況		
災害防止措置		
理 由		

※1 休止届を提出した場合でも、法第19条第1項又は第38条第1項に定める3ヶ月ごとの定期  
の報告は別途行うこと。工事に着手していない場合又は次に掲げる場合に限りできるものと  
し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(以下「令」という。)第3条各号の宅地造成若  
しくは特定盛土等又は令第4条各号の土石の堆積の規模を超えないもの。

様式第11号 (第11条関係)

工事設計資格者登録申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

(申請者) 住所  
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第11条の規定により、下記のとおり宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条の資格を有する者である旨の登録を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

住所			
氏名	生年月日		
	最終 学 校 名		
卒業年月日	年 月 日	卒業証書番号	第 号
有資格該当に○	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条のうち、 第1号・第2号・第3号・第4号・第5号 告示(昭和37年建設省告示第1005号)のうち、 第1号・第2号・第3号・第4号		

- 添付書類
- 1 履歴書
  - 2 履歴を証明する書類(最終学歴、実務経験を証するもの)
  - 3 写真2枚(4cm×5cm、本人の顔が判明できるもの)

様式第12号 (第11条関係)

工事設計資格者登録証

住所  
氏名  
生年月日  
登録番号  
登録年月日 第 号

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条(1)に規定する工事の設計者たる資格を有する者であることを証する。

宮城県知事

年 月 日

写真(より)付

様式第13号 (第12条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

第 年 月 日 号

宮城県知事

殿

(協議者)

宅地造成及び特定盛土等規制法(第15条第1項)及び(第34条第1項)の規定により、下記の工事について協議します。

記

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10	工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
		ハ 盛土又は切土の土量	盛土 切土		
ニ 擁壁		番号	構造	高さ	延長
		メートル	メートル	メートル	メートル

ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
		メートル			
ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工程の概要				
11	その他必要な事項				
※協議成立に当たって付した条件		※番号欄			
		年	月	日	
		宮城県 ( ) 指令第	号		

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計にかなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付けてください。
- 3欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付けてください(複数選択可)。
- 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付けてください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第14号 (第12条関係)

土石の堆積に関する工事の協議書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

(協議者)

宅地造成及び特定盛土等規制法 (第15条第1項) (第34条第1項) の規定により、下記の工事について協議します。

記

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 最大石の堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積面積	平方メートル
	ハ 最大石の堆積量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を勾配	
工事概要		
ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要措置	
ト	空地の設置	番号 空地の幅 メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日
カ	工程の概要	
8	その他の必要な事項	
※協議成立に当たって付した条件		※番号欄
		年 月 日
		宮城県 ( ) 指令第 号

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3欄は、未定るときは、後で定まってから記入してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事の許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第15号 (第14条関係)

工事の変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

(工事主) 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項 } の規定により、(宅地造成・特定盛土等・土石

の堆積) に関する工事の変更について下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可年月日・指令番号 年 月 日 宮城県 ( ) 指令第 号
- 2 土地の所在及び地番
- 3 変更に係る事項

変更事項	変更前	変更後
{ 工事主・設計者 } の { ・ 工事施行者 } { 氏名又は名称・ } { 住所 (所在地) }		
{ 工事の着手予定年月日・ } { 工事の完了予定年月日 }		

※1 土石の堆積の場合、当該変更後の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日まで)の期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。

4 変更の理由

様式第16号 (第15条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

(協議者)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項 } の規定により、

下記の工事の変更について協議します。

記

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10	盛土又は切土の高さ	メートル			
		盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
		番号	構造	高さ	延長
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長

様式第17号 (第15条関係)

土石の堆積に関する工事の変更協議書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿 (協議者)

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項において準用する第15条第1項 第35条第3項において準用する第34条第1項 の規定により、

変更協議します。

記

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施工者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地地の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土地の堆積面積	平方メートル
	ハ 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土地の堆積大勾配	
ホ	勾配が十分に超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要措置	
ト	空地の設置	番号
		空地の幅 メートル

ア	工事着手予定年月日	年 月 日
イ	工事完了予定年月日	年 月 日
ウ	工程の概要	
エ	その他必要な事項	
オ	変更の理由	
カ	指令番号	宮城県 ( ) 指令第 号
キ	※協議成立に当たって付した条件	※番号欄 年 月 日 宮城県 ( ) 指令第 号
ク	※印のある欄は記入しないでください。	
ク	1 申請者、2欄の設計者又は3欄の工事施工者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。	
ク	2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。	
ク	3 欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。	
ク	4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。	
ク	6 欄は、該当する盛土のタイフに○印を付してください (複数選択可)。	
ク	7 欄は、浸流等 (宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。	
ク	8 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日
カ	工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	指令番号	宮城県 ( ) 指令第 号
	※協議成立に当たって付した条件	※番号欄 年 月 日 宮城県 ( ) 指令第 号

- 〔注意〕
- ※印のある欄は記入しないでください。
  - 申請者、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
  - 3欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
  - 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
  - 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
  - 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第18号 (第18条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(工事主) 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況等について、宅地造成及び特定盛土等規制法

{第19条第1項} の規定により、下記のとおり報告します。  
{第38条第1項}

記

1	工事施行者の住所氏名	
2	工事が施行される土地の所在地	
3	工事の許可年月日及び指令番号	年 月 日 宮城県 ( ) 指令第 号

4	報告年月日	5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	6 報告の時点における盛土又は切土の面積	7 報告の時点における盛土又は切土の土量	8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
第1回目	年 月 日	メートル	平方メートル	立法メートル	
第2回目	年 月 日	メートル	平方メートル	立法メートル	
第3回目	年 月 日	メートル	平方メートル	立法メートル	
第4回目	年 月 日	メートル	平方メートル	立法メートル	

注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

注2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第19号 (第18条関係)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

(工事主) 住 所  
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)

土石の堆積に関する工事の実施状況等について、宅地造成及び特定盛土等規制法 {第19条第1項  
第38条第1項}

の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	工事施行者の 住所氏名	
2	工事が施行される 土地の所在地	
3	工事の許可年月日 及び指令番号	年 月 日 宮城県 ( ) 指令第 号

4	報告年月日	5 報告の時点 における土石の 堆積の高さ	6 報告の時点 における土石の 堆積の面積	7 報告の時点 における土石の 堆積の土量	8 前回の報告から新たに 堆積された土石の土量及 び除却された土石の土量
第1回目 年月日	メートル	平方メートル	立法メートル	立法メートル	立法メートル
第2回目 年月日	メートル	平方メートル	立法メートル	立法メートル	立法メートル
第3回目 年月日	メートル	平方メートル	立法メートル	立法メートル	立法メートル
第4回目 年月日	メートル	平方メートル	立法メートル	立法メートル	立法メートル

注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。  
 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべ  
 き空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）を明らかにする写真その他の書  
 類を添付すること。

様式第20号 (第19条関係)

届出工事の変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

(工事主) 住 所  
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項・第3項} の規定により届け出た工事について下  
第40条第1項・第3項

記のとおり変更したいので届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工事をしていいる土地 の所在及び地番	
工事をしていいる土地 の面積	
行おうとする工事の 種類及び内容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

※ 1 変更前及び変更後を明示した図書（新旧対照表）を添付すること。  
 ※ 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項又は第40条第1項の届出の場合には、変更  
 に係る書類を添付すること。

様式第21号 (第20条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 住所  
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法  
〔第12条第1項  
第30条第1項  
第16条第1項  
第35条第1項〕  
の規定に適合することを証する書面の交付を申請します。

証明事項	工事主住所氏名	
	土地の所在及び地番	
項目	土地の面積	
※	許可年月日及び番号	年 月 日 宮城県 ( ) 指令第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

宮城県知事

印

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証交付年月日

年 月 日

注： ※印のある欄は記入しないでください。

申請代理人 住所・氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号	( ) ( ) ( )
------------------------	------------------	-------------

様式第22号 (第20条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者) 住所  
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法  
(以下「法」という。) 第2条第2号の宅地造成及び同条第3号の特定盛土等に関する工事でない  
ことを証する書面の交付を申請します。

記

1	工事主住所及氏名	
2	土地の所在及び地番	
3	土地の面積	
4	盛土又は切土をする土地の面積	
5	崖の高さ (最も高い部分)	メートル
6	工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7	備考	

※ 上記については、法第2条第2号の宅地造成及び同条第3号の特定盛土等に関する工事でないことを証明する。

年 月 日

宮城県知事

印

注： ※印のある欄は記入しないでください。

申請代理人 住所・氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号	( ) ( ) ( )
------------------------	------------------	-------------

添付書類

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び日標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地積り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。

その他知事が必要と認める書類

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年宮城県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
 第十一条の見出し中「提出部数等」を「提出部数」に、同条中「し、当該申請又は届出に係る宅地の造成区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない」を「する」に改める。  
 様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

優良宅地認定申請書

租税特別措置法 { 第28条の4第3項第5号イ } 並びに第31条の2第2項第14号ハ及び 第62条の3第4項第14号ハの規定に基づき、(住宅建設の用に供される)優良な宅地の供 給に寄与するものであることの認定を申請します。		年 月 日
宮城県知事 殿	申請者 住所 氏名	
1 宅地造成区域に含まれる地域の名称		平方メートル
2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称		
3 宅地造成区域の面積		
4 宅地の用途		
5 工事着手予定年月日		年 月 日
6 工事完了予定年月日		年 月 日
7 その他必要な事項		
※受付番号	年 月 日 第 号	※手数料欄
※認定番号	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は記載しないこと。
- 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

なお、申請が「租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハに基づいたものではない場合には、申請文中「並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」及び( )内を抹消するとともに、造成宅地の概要欄中「2」については記載しないこと。

様式第2号 (第2条関係)

設計説明書 (その1)

開発地名											
設計の方針											
地域区分	市街化調整区域	用地		用途						計	
	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	その他						計			
工業区分	工業区	第1工業区	第2工業区	第3工業区	第4工業区					計	
	工業区	面積	面積	面積	面積						計
地区区分	地区	面積	農地	山地	林地	里道水路 等有地					
	地区	面積	面積	面積	面積	面積					計
開発区域の土地の現況	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他					計	
	所有者別	面積	面積	面積	面積						計
土地利用計画	住宅用地	一般宅地	公共施設	道路	公園	施設	用地	その他			
	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	計
区画設計	区画	面積	最大区画	最小区画	区平均	面積	宅地区画	1平方メートル の平均			
	区画	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	計
区画設計	水道施設	下水道	消防水利施設	イロハ	消火栓 貯水槽 その他	宅地区画		人口密度			
	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画	計

(注) 1 設計の方針には、事業の目的(宅地分譲、建売住宅付分譲等)、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 工業区分には、開発区域を工業区分けた場合のみ記入するものとし、工業が多数にわたるときは別紙に記載のうえ添付すること。

3 備考欄には、交通機関の状況(〇〇営バス〇〇停留所から団地入口まで徒歩〇〇分)などを記入すること。

設計説明書 (その2)

公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	備 考
		幅 員	延 長	面 積			

公益的施設の整備計画

公 益 的 施 設 の 名 称	敷 地 面 積	管 理 予 定 者	計 画 の 内 容 (建 設 時 期 等)

- (注) 1 公共施設の整備計画には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。  
 2 番号は、図面記載の番号と一致させること。

様式第四号中「優良宅地認定書」を「優良宅地証明申請書」に改める。  
様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第10条関係)

優良宅地認定申請書

租税特別措置法 { 第28条の4第3項第5号イ } の規定に基づき、優良な宅地供給に寄与するものであることの認定を申請します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所 氏名

1	宅地造成区域に含まれる地域の名称	平方メートル
2	宅地造成区域の面積	
3	宅地の用途	
4	工事着手予定年月日	年 月 日
5	工事完了予定年月日	年 月 日
6	その他必要な事項	

※受付番号

年 月 日 第 号

※手数料欄

※認定番号

年 月 日 第 号

備考

- ※印のある欄は記載しないこと。
- 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号、様式第二号及び様式第八号の改正規定は、同年五月二十三日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の優良宅地認定事務施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の優良宅地認定事務施行細則の規定によるものとみなす。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十二号

建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

建築基準法関係法令取扱規程（昭和二十六年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「政令」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）を「及び」、「規則」とは、建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）を「を」を削る。

第四条を削る。

第四条の二の見出し中「仮使用承認」を「仮使用認定」に改め、同条中「第四条の十六」を「第四条の十六第一項」に、「承認の」を「認定の」に改め、「土木事務所」に勤務する建築主事が承認をするものについては、建築主事に処理させ、その他のものについては、知事に送付しなければならない。この場合において、知事が承認をするものについては「を」を削り、同条を第四条とする。

第八条第一項中「第十八条第十五項及び第十八項」を「第十八条第二十一項及び第二十九項」に、「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「同条第十九項」を「同条第三十項」に改める。

第九条第一項中「第八条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第四条の二」を「第四条」に、「第八条」を「前条」に改める。

第十一条中「第十八条第二十三項」を「第十八条第四十一項」に改める。  
第十四条第一項第六号及び第二項第七号中「仮使用承認整理票」を「仮使用認定整理票」に改める。  
様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第14条関係)

使 用 認 定 整 理 票

認 印	所 属 長	取 扱 者	所 属 長	取 扱 者
	年 月 日			
受理(消印)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号	第 号	第 号	第 号
申 請 手 数 料	円	円	円	円
手 数 料 累 計	円	円	円	円
建 築 主 ・ 設 置 者 又 は 築 造 主 氏 名				
住 所				
代 理 者 ・ 設 計 者 の 資 格 情 報	( ) 級 建 築 士 登 録 号 第 ( ) 号	( ) 級 建 築 士 登 録 号 第 ( ) 号	( ) 級 建 築 士 登 録 号 第 ( ) 号	( ) 級 建 築 士 登 録 号 第 ( ) 号
建 築 確 認 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
建 築 確 認 番 号	第 号	第 号	第 号	第 号
設 置 す る 建 築 物 又 は 敷 地 名 称				
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
申 請 の 理 由				
認 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
認 定 部 分 (仮使用の部分)				
認 定 条 件				
備 考				
建 築 主 事 名				

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・  
人事委員会・監査委員・労働委員会

- 宮城県訓令甲第十三号
- 宮城県企業局管理規程第八号
- 宮城県議会訓令甲第五号
- 宮城県教育委員会訓令甲第七号
- 宮城県人事委員会訓令第二号
- 宮城県監査委員訓令第一号
- 宮城県労働委員会訓令甲第二号

情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩  
 宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也  
 宮 城 県 議 会 議 長 高 橋 伸 二  
 宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦  
 宮城県人事委員会委員長 西 條 力  
 宮城県代表監査委員 成 田 由 加 里  
 宮城県労働委員会会長 水 野 紀 子

情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令

情報セキュリティに関する規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十八号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第八号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第一号、平成二十三年宮城県教育委員会訓令甲第三号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第一号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第一号、平成二十三年宮城県労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。